

千葉県感染症対策審議会予防接種部会報告

【開催日時】平成29年10月30日（月）

【開催場所】千葉県教育会館 新館403会議室

【内 容】

千葉県市町村総合事務組合長から依頼のあった2件（新規2件）の予防接種事故に係る意見照会について審議した結果、2件とも予防接種によって起こることを「否定できない」との結論に至った。

【参 考】

1 千葉県市町村予防接種事故補償等条例 第2条

（補償給付）

第二条 千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）は、住民が、・・・
（略）・・・予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）又は新型インフルエンザ
予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十
八号）の規定による予防接種以外に共同処理団体が必要と認めて行う予防接種
を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した（当該予防
接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した疑いの
あるものを含み、通常随伴する副反応を除く。）ときは、当該疾病にかかり医療
を受けた者若しくは障害の状態となつた者（これらの者が給付を受ける前に死
亡したときは、組合長が別に定める遺族）又は死亡した者の遺族に対し、その請
求により次のとおり補償を行う。

2 千葉県市町村予防接種事故補償等条例施行規則 第6条

（補償の決定及び支給）

第六条 組合長は、前条の規定による請求書を受理したときは、千葉県感染症対
策審議会の意見を聴いて、その疾病又は障害若しくは死亡が予防接種によるも
のかどうかを審査し、予防接種によるものであると認定したときは、補償の額を
決定し、その旨の補償を受けることができる者及び関係共同処理団体の長に通
知するとともに速やかに補償を行うものとする。